別紙１

豊岡市障害者福祉計画　位置づけ

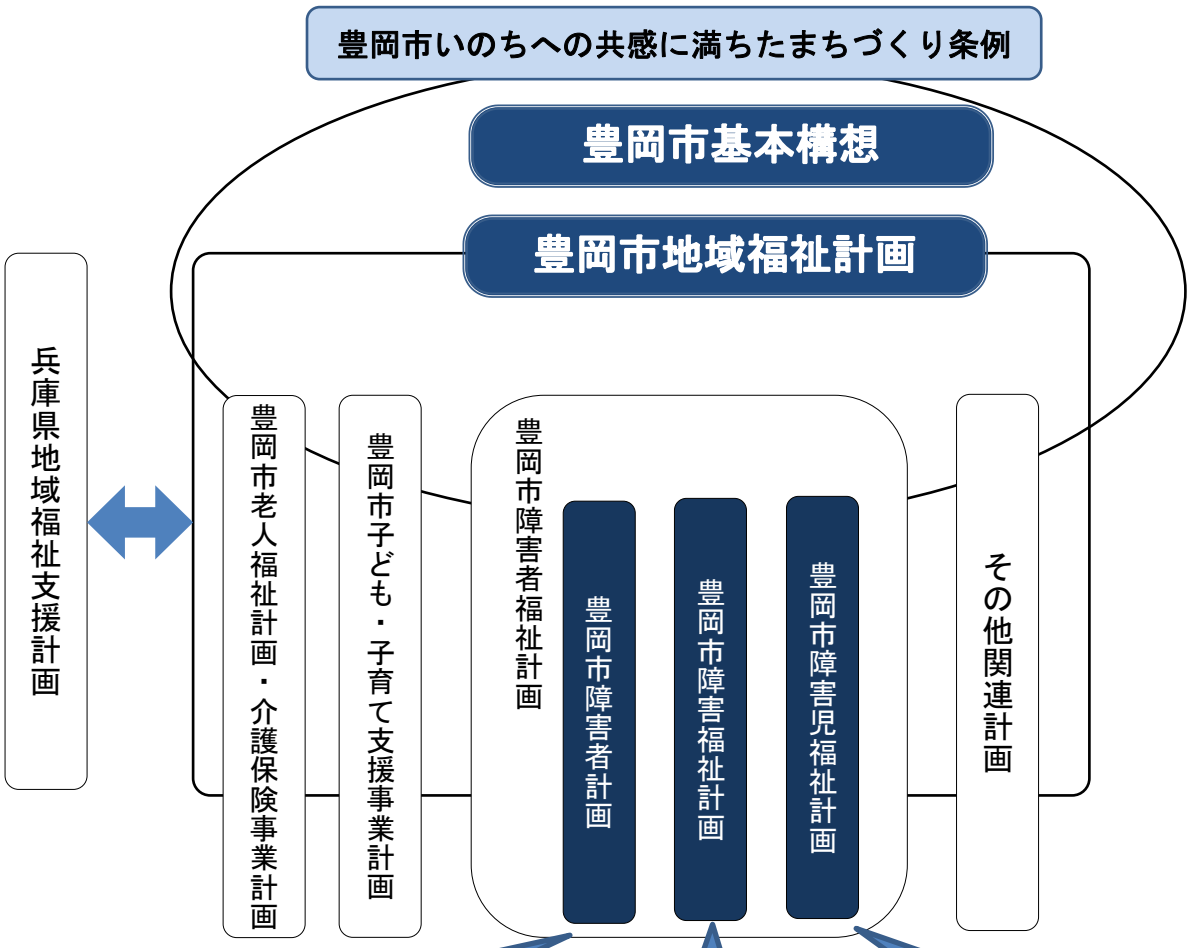

－障害者計画－

【法的位置づけ】
障害者基本法に定める市町村計画

【目　的】
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること

【基本的施策】
①医療、介護等　②年金等
③教育　④療育
⑤職業相談等　⑥雇用の促進等
⑦住宅の確保
⑧公共的施設のバリアフリー化
⑨情報の利用におけるバリアフリー化等　⑩相談等
⑪経済的負担の軽減
⑫文化的諸条件の整備等
⑬防災及び防犯
⑭消費者としての障害者の保護
⑮選挙等における配慮
⑯司法手続における配慮等

－障害福祉計画－

【法的位置づけ】
障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画

【市町村障害福祉計画で策定する事項】
○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
○各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みと確保のための方策
○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
○指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

－障害児福祉計画－

【法的位置づけ】
児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画

【市町村障害児福祉計画で策定する事項】
○障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標
○各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みと確保のための方策
○指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項